

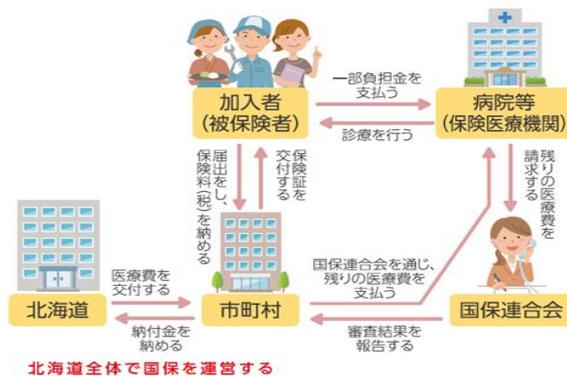
# 国保だより

発行：住民課保険医療係  
令和6年7月

## 国保のしくみ

国保とは、正式には国民健康保険といえます。誰もが安心して医療を受けられるように、職業や年齢に応じて、すべての人が医療保険に入ることになっています（国民皆保険制度）。

国保はその医療保険のひとつで、皆さまが住む市町村（和寒町）と都道府県（北海道）が共同で運営しています。病気やケガに備えて、加入者の皆さまが国民健康保険税（国保税）を出し合っ、医療費を補助する制度です。



### ① 医療費の自己負担分

医療機関等の窓口で支払う医療費（自己負担分）の割合は、年齢などに応じて異なります。

- 義務教育就学前…2割
- 義務教育就学以上70歳未満…3割
- 70歳以上75歳未満…2割（現役並所得者は3割）

### ② 国保に加入する人

職場の健康保険（健康保険組合や共済組合など）に加入している人、後期高齢者医療制度の対象の人、生活保護を受けている人以外は、国保に加入しなければなりません。

### ③ 国保税の納税義務者

国保税の納税義務者は世帯主です。世帯主が国保加入者でない場合でも、世帯員に国保加入者がいれば世帯主に課税されます。

## 令和6年度の国保税の税率

	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
所得割（所得割基礎額*×所得割税率）	6.8% (6.5%)	2.5% (2.0%)	2.0% (1.6%)
資産割（固定資産税額×資産割税率）	0% (3.0%)	0% (3.0%)	0% (3.0%)
均等割（同一世帯の被保険者数×1人あたりの税額）	25,000円（同）	7,000円（6,000円）	9,000円（8,000円）
平等割（1世帯あたりの税額）	27,000円（同）	10,000円（同）	7,000円（同）
賦課限度額（法律で定められる課税の上限額）	65万円（同）	24万円（22万円）	17万円（同）

( )内は前年度

- ・医療保険分及び後期高齢者支援金分は、全ての被保険者が課税対象です。
- ・介護保険分は、40歳～64歳の被保険者が課税対象です。

※所得割基礎額とは、前年中（令和5年1月～12月まで）の総所得額等から基礎控除額（43万円）を引いた額  
☆税率は最も適した負担額にするため、毎年、国民健康保険運営協議会で慎重に内容等を審議し、町長に答申し、議会の議決により決定されています。

★北海道では、今後の国民健康保険事業の運営方針として、各市町村で異なっている国保税の課税方式を令和12年度に統一し、資産割を令和8年度までに廃止することを目指しています。この指針に従い、和寒町では令和6年度から資産割を廃止することとしました。

## 国保税の軽減制度について

### 産前産後期間の免除措置（令和6年1月創設）

妊娠85日以降に出産した方の所得割額と均等割額について、出産予定日または出産日の属する月の前月から4ヶ月間（多胎妊娠の場合は出産予定日または出産日の属する月の3ヶ月前から6ヶ月間）免除されます。（原則、手続きが必要です）

### 未就学児にかかる均等割額の軽減

未就学児（小学校入学前の子ども）にかかる均等割額の2分の1が軽減されます。（手続きの必要はありません）

## 低所得者世帯にかかる軽減

世帯主および被保険者と旧国保被保険者\*の前年中の総所得の合計額に応じて、国保税のうち均等割額と平等割額が以下の割合で軽減されます。

軽減を受けるための申請は不要ですが、世帯主および被保険者の確定申告等の所得申告が必要です。

前年の所得が下記の金額以下の世帯	軽減割合
43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数* - 1)	7割
43万円 + 29.5万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	5割
43万円 + 54.5万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	2割

※「旧国保被保険者」とは、後期高齢者医療制度へ加入した人のうち、その直前まで国保に加入していた人のことです。

※「給与所得者等」とは、一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける方のことです。

## 会社の倒産、解雇等の理由で失業して、国保に加入した人にかかる軽減

要申請

次の対象要件に該当している被保険者(非自発的失業者)は、国保税の軽減が受けられます。軽減を受けるためには申請が必要です。

《対象要件》※すべてに該当すること。

- ① 離職日現在で65歳未満である。
- ② 「雇用保険受給資格者証」(ハローワーク発行)の離職理由欄が、以下の番号である。

離職理由
11・12・21・22・23・31・32・33・34

《軽減制度の内容》

対象者の前年の給与所得を、30/100として国保税を算定する。

軽減期間は離職日の翌日に属する月から翌年度末まで。

## 後期高齢者医療制度への移行に伴う軽減

国民健康保険加入者が後期高齢者医療保険へ移行した際に、国保税の急激な変動が生じないように軽減措置を設けています。申請は不要です。

《軽減制度の内容》

- ① 低所得者に対する軽減：後期高齢者医療保険に移行された方(特定同一世帯所属者)の所得および人数も含めて軽減判定を行います。
- ② 平等割額の軽減：国保加入世帯から後期高齢者医療保険へ移行することにより国保加入者が1人だけとなる場合(特定世帯)、平等割額が5年間半額になります。また、特定世帯の期間が5年経過した世帯(特定継続世帯)は、その後3年間、平等割額が4分の1軽減となります。

※特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度へ移行し、国保資格を喪失した方で喪失日以降も継続して同じ世帯に属している方

### ◇国保税の納期◇

1期 7月31日(水)

2期 9月30日(月)

3期 12月 2日(月)

保険税は納期限内に納めましょう！



☆事情により納期限内に納入できない場合や、分割納入希望の方はご相談下さい。